（前のページより続き）

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　一四
地方公共団体
公示送達関係　二九
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇社会保障審議会令の一部を改正する政令（政令第三五〇号）（厚生労働省）

1　政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、社会保障審議会に年金記録訂正分科会を設置するため、所要の改正を行うこととした。（本則関係）

2　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項及び第三項関係）

3　この政令は、平成二七年一月一日から施行することとした。

◇地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第三五一号）（総務省）

1　平成二七年四月一日から越谷市を地方自治法第二五二条の二二第一項の中核市として指定することとした。

2　この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令（政令第三五二号）（国土交通省）

1　国土交通大臣が維持、修繕、災害復旧その他の管理を行う一般国道の指定区間を追加することとした。（別表関係）

2　この政令は、平成二六年一一月三日から施行することとした。

◇政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（政令第三五三号）（厚生労働省）

1　国民年金法の規定による国民年金原簿の訂正の請求

国民年金法の規定により国民年金原簿の訂正の請求をすることができる者に係る未支給の年金の支給に関する規定として、国民年金法等の一部を改正する法律（以下「昭和六〇年改正法」という。）附則第三二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和六〇年改正法第一条の規定による改正前の国民年金法第一九条の規定等を定めることとした。（第一条関係）

2　厚生年金保険法の規定による厚生年金保険原簿の訂正の請求

㈠　厚生年金保険法の規定により厚生年金保険原簿の訂正の請求をすることができる者に係る未支給の保険給付の支給に関する規定として、昭和六〇年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「旧厚生年金保険法」という。）第三七条の規定等を定めることとした。（第二条関係）

㈡　厚生年金保険法の規定により厚生年金保険原簿の訂正の請求をすることができる者に係る死亡を支給事由とする年金たる保険給付として、旧厚生年金保険法による通算遺族年金及び特例遺族年金等を定めることとした。（第三条関係）

3　日本国籍を有しない者に対する未支給の脱退一時金の支給を請求することができる者に関する経過措置

日本国籍を有しない者に対する未支給の脱退一時金の支給を請求することができる者について、未支給の年金の支給を請求することができる者等とみなして、国民年金原簿及び厚生年金保険原簿の訂正の請求をすることができることとした。（第四条及び第五条関係）

4　この政令は、平成二七年三月一日から施行することとした。

◇国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（政令第三五四号）（厚生労働省）

一　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正関係

未支給の特別一時金の支給を請求することができる者を国民年金原簿の訂正の請求をすることができる者とするため、所要の規定の整備を行うこととした。（第一条関係）

二　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正関係

存続厚生年金基金及び存続連合会について、厚生労働大臣が求める資料の徴求の対象とするため、所要の規定の整備を行うこととした。（第二条関係）

三　この政令は、平成二七年三月一日から施行することとした。